

様式第3号（第7条関係）

パブリックコメント募集案件公表書  
【案件名：つくば市公立保育所の  
施設改善に関する基本方針(案)】

令和元年 11 月  
つくば市こども部こども政策課

案件名	つくば市公立保育所の施設改善に関する基本方針(案)
募集期間	令和元年 11 月 11 日 ~ 令和元年 12 月 10 日
担当課	こども部こども政策課
問合せ	TEL 029-883-1111 (内線)1501

#### ■ 意見募集の趣旨

当市では、公立 22 か所、民間 50 か所、合わせて 72 か所の認可保育園等と、51 か所の認可外保育施設等(平成 31 年 4 月 1 日現在)で保育ニーズに対応しておりますが、公立保育所は、新耐震基準適用(昭和 56 年 6 月 1 日以降)以前に建築した施設が 13 施設、うち新耐震基準を満たしていない施設が 9 施設あり、適切な対応が必要であると考えています。そこで、「つくば市公立保育所の施設改善に関する基本方針(案)」をとりまとめましたので、市民の皆様の御意見をお聞かせください。

#### ■ 資料

- ・つくば市公立保育所の施設改善に関する基本方針(案)

#### ■ 提出方法

- 直接持参
    - ・こども政策課 (1 階)
    - ・各窓口センター
    - ・各地域交流センター
- ※施設閉庁日を除く。

- 郵便
  - 〒305-8555
  - つくば市研究学園一丁目 1 番地 1
  - つくば市こども部こども政策課

- ファクシミリ 029-828-5624

- 電子メール [wef000@city.tsukuba.lg.jp](mailto:wef000@city.tsukuba.lg.jp)

- ホームページの電子申請・届出サービス

※ 意見の提出については、別に定める「パブリックコメント意見提出様式」又はホームページの電子申請・届出サービスの入力フォームに必要事項を入力して意見をお寄せください。ただし、意見は様式以外でも提出できます。必ず計画・条例等の名称並びに氏名及び住所(法人その他の団体は、名称、代表者氏名及び所在地)を明記の上、提出してください。

■ 提出された意見の取扱い

- ・ パブリックコメント手続は、計画等の案の賛否を問うものではなく、内容をより良いものにするために、意見を募集し、意思決定の参考とするものです。提出された意見を十分考慮した上で、「つくば市公立保育所の施設改善に関する基本方針(案)」の最終決定を行います。
- ・ 提出された意見は、集計後から市の考え方を公表するまでの間、原文を公表します。個人情報等の取扱いには十分注意するとともに、公表に際しては、個人が識別できるような内容及び個人又は法人等の権利利益を害するおそれのある情報など公表することが不適切な情報（つくば市情報公開条例第5条に規定する不開示情報をいいます。）については、公表しません。
- ・ 提出された意見に対する市の考え方は、意見をいただいた方々に個別に回答するのではなく、類似する意見を集約するなどして、意見の概要とそれに対する市の考え方を公表します。  
また、案の修正を行った場合は、その修正案を公表します。

■ 意見の概要及び意見に対する市の考え方の公表時期並びに公表場所

- 公表時期 令和2年3月頃を予定しています。
- 公表場所 市ホームページ、こども政策課、  
情報コーナー（庁舎1階）、  
各窓口センター、各地域交流センター

# つくば市公立保育所の施設改善に 関する基本方針（案）

令和2年〇月  
つくば市

## 1 趣旨

少子高齢化が進行する中、つくば市では TX 沿線開発地区を中心に人口増加が続いている。人口予測では 2036 年まで増え続けるとされている。このような中で、女性の就労機会の増大や核家族化の進行等により、保育ニーズはますます増加している。また、就労形態の多様化に伴い、保育ニーズも多様化し、その対応が強く求められており、保育を巡る状況はめまぐるしく変化している。

当市では、公立 22 か所、民間 50 か所、合わせて 72 か所の認可保育園等と、51 か所の認可外保育施設等でこれらの需要に対応している(平成 31 年 4 月 1 日現在)。しかし、現在、公立保育所は、新耐震基準適用(昭和 56 年 6 月 1 日以降)以前に建築した施設が 13 施設、うち新耐震基準を満たしていない施設が 9 施設あり、早期の対応が必要である。

このようなことから「つくば市公立保育所の施設改善に関する基本方針」を定め、その方針に基づき各施設の整備計画を策定し、良好な保育環境を確保するため、速やかに改善に着手する。

## 2 つくば市立保育所の現状

### (1) 施設の状況

保育所	所在地	延床面積(㎡)	建築年度	構造
大穂保育所	大曾根 3410	904	1987(S62)	木造
上郷保育所	上郷 2499	584	1985(S60)	木造
今鹿島保育所	今鹿島 5087	584	1984(S59)	木造
上横場保育所	上横場 1228	761	1968(S43)	RC 造
真瀬保育所	真瀬 582-イ	543	2014(H26)	S 造
稲岡保育所	稲岡 195	474	1976(S51)	CB 造
手代木南保育所	松代 4-15-1	782	1979(S54)	RC 造
二の宮保育所	二の宮 4-9-1	783	1988(S63)	木造
松代保育所	松代 2-21-3	847	1995(H07)	木造
上ノ室保育所	上ノ室 2482	374	1972(S47)	木造
上境保育所	上境 309-2	367	1973(S48)	木造
上広岡保育所	上広岡 113-1	571	1974(S49)	木造
竹園保育所	竹園 3-18-1	828	1976(S51)	RC 造
並木保育所	並木 4-2-3	786	1976(S51)	RC 造
吾妻保育所	吾妻 2-5-4	798	1979(S54)	RC 造
桜南保育所	並木 4-7-2	786	1987(S62)	RC 造
小田保育所	小田 2413	362	1969(S44)	木造
沼田保育所	沼田 39-3	883	1993(H05)	木造

作岡保育所	作谷 1737-1	699	1990 (H02)	木造
高見原保育所	高見原 3-7-11	545	1976 (S51)	木造
城山保育所	高崎 667	467	1977 (S52)	木造
岩崎保育所	下岩崎 2105	475	1978 (S53)	木造

※北条保育所（令和2年度中に開所予定）は除く。

施設の半数が築40年を経過しており、築50年を超える施設もある。また、未耐震施設が9か所あるほか、多くの施設が老朽化により、将来、良好な保育環境の確保ができなくなる恐れがある。

構造及び耐震の状況（平成31年4月1日現在）

（単位：か所）

構造	か所数	10年未満	10～30年未満	30～40年未満	40～50年未満	50年以上
RC 鉄筋コンクリート	6	0	0	3	2	1
W 木造	14	0	5	2	7	0
S 鉄骨	1	1	0	0	0	0
CB コンクリートブロック	1	0	0	0	1	0
計	22	1	5	5	10	1

※北条保育所（令和2年度中に開所予定）は除く。

（単位：か所）

未耐震	築37年以上 耐震	築37年未満 耐震	計
9	4	9	22

※北条保育所（令和2年度中に開所予定）は除く。

## （2）施設修繕等の状況

公立保育所の修繕等については、施設の点検結果や保育所からの要望等に対応する「計画修繕」と突発的な事故に対応する「緊急修繕」を実施している。その他、工事として保育環境改善のための空調設備や給排水設備の改修を始め、プールや冷凍冷蔵庫の交換を実施している。

現状としては、建物等の老朽化による緊急修繕の占める割合が高くなっている。また、限られた予算の中で行うため、計画修繕については、保育運営上必要不可欠な修繕に限られており、施設の長寿命化の視点での維持保全が十分にはできていない状況にある。

修繕関係経費の推移（執行済額）

（単位：千円）

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
13,360	11,285	16,380	12,622

※北条保育所を含む。

改修工事費の推移（執行済額）

（単位：千円）

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
33,902	46,737	71,861	76,217

※北条保育所を含む。

## （3）実施事業の状況

つくばエクスプレス沿線への子育て世帯の流入や女性の就労機会の増大、共働き世帯の増加等により保護者の保育に対するニーズが多様化している。一時預かり、産休明け保育等、各種事業の実施状況は、民間保育園の方が公立保育所より高い割合にある。一方で、「障害児保育」の預かり状況は、公立保育所の方が高い割合にある。

各種事業の実施状況（平成 31 年 4 月 1 日現在）

（単位：か所）

区分	か所数	延長保育	障害児保育	産休明け保育	一時預かり	休日保育
公立	22	16(73%)	22(100%)	4(18%)	1(5%)	0(0%)
民間	50	49(98%)	22(44%)	48(96%)	28(56%)	1(2%)
計	72	65(90%)	44(61%)	52(72%)	29(40%)	1(1%)

※北条保育所は除く。

※障害児保育は補助金申請施設数

## （4）入所児童等の状況

本市の保育施設には、公立と民間の認可保育所のほか、認定こども園、小規模保育事業所があり、これらの施設で保育が必要な児童を受け入れている。一方、保育を必要とする児童数は年々増加傾向にあるため、保育所の新設や定員増などの対応を図ることにより入所児童数の受け入れを増やしているが、待機児童の解消までには至っていない。

保育施設の設置状況（平成 31 年 4 月 1 日現在）

（単位：人）

区分	か所数	定員	入所児童数
公立保育所	22	2,055	1,690
民間保育所 認定こども園	44	4,743	4,556
計	66	6,798	6,246
小規模保育事業所	6	108	102

※北条保育所は除く。

### 3 国の諸制度等の変遷

平成2年の1.57ショック(合計特殊出生率がそれまでの過去最低を下回る)を契機に、国は本格的に少子化対策に乗り出し、主に仕事と家庭の両立等子供を産み育てやすい環境づくりに向けての対策の検討を始めた。

保育所については、少子化が進む中でも働く母親の増加で入所希望者が増えていたが、保育所の絶対数が不足しており、また公立中心でサービスが硬直化していること等により、保護者の保育ニーズに合わず、待機児童を発生させる要因にもなっていた。

国は、保育の量的拡大や低年齢児保育、延長保育等の多様な保育の充実を図ることを目指した施策として、エンゼルプラン(平成6年)、新エンゼルプラン(平成11年)、待機児童ゼロ作戦(平成13年)、子ども・子育て応援プラン(平成16年)、新待機児童ゼロ作戦(平成19年)等を経て、子ども・子育て支援新制度(平成27年～)を定めた。

その過程において、保育所の設置主体については、市区町村と社会福祉法人に限定されていたが、平成12年の厚生省通知により制限が撤廃され、株式会社、NPO法人、学校法人等にも門戸が開かれた。平成13年の児童福祉法の改正では、市町村は社会福祉法人その他の多様な事業者の能力を活用した保育所の設置・運営を促進する条文(第56条の7)が加わった。ここで言う「多様な事業者」とは、NPO法人や民間企業も含まれており、公立保育所の民営化を推進する法的根拠が形作られたと言える。また、待機児童ゼロ作戦等においても、規制緩和を根拠に、公立保育所の民間委託や公共施設の民間への貸与・譲渡等が推奨される等、待機児童の解消策として、民間活力の活用が強く打ち出されている。

平成14年に始まった三位一体の改革では、国庫補助・負担金、地方税、地方交付税の配分見直しが進められた。保育所運営費については、地方自治体の一般財源化を基本に検討が進められていたが、最終的に、民間保育所の運営費は引き続き国が責任を負うことになった。一方、公立保育所は、運営費に対する国県負担金が廃止になり一般財源化され、公立保育所を数多く有する自治体にとっての負担は大きく増加した。

さらに、令和元年10月からの保育の無償化が決定し、保育利用希望者の増加が見込まれ、保育問題は複雑化する様相を呈している。

### 4 施設改善に関する主な課題

前記「国の諸制度等の変遷」で示されたように、国の子育て支援政策は、目まぐるしく変化しながら、民間活用の流れを推進してきた。この様な中で、保育の現場である自治体では、待機児童の増加、施設の老朽化、事件・事故の発生、保育料無償化への対応や懸念など様々な課題が発生し対策に苦慮している実情もある。つくば市においても「つくば市立保育所の現状」でも述べたとおり、保育環境の改善は、待ったなしの状況がある。

つくば市立保育所の施設改善を推進する上で、最も本質的な課題は、(1)保育の質をどう維持・向上させ、子どもの健やかな育ちを保障するか。(2)関係保護者等の御理解を得るため、しっかりと説明をするとともに、意見を聞くためにどうするか。(3)職員が安心して働ける環境をどう構築するか。(4)膨大な改善費用にどう対応するか。の4点であると考え。その他様々な課題とともに、より適切な対応が必要である。

## 5 施設改善の考え方

子育てに関するつくば市の抱える様々な課題や国の動向を見据えながら、将来を見通した施設整備や運営方法を検討することが重要である。施設改善に当たっては、次の要件を踏まえる。

- (1) 子どもの成長に寄与する保育環境を創出するため、規模や建築年数等に配慮する。
- (2) 保育時間延長、一時預かり、病児保育等多様なサービスへの対応に配慮する。
- (3) 待機児童解消に資するため、定員の拡充に配慮する。
- (4) 保育士等が働きやすい環境を維持するとともに、更なる向上を図る。
- (5) 建築年数が比較的新しい施設は、長寿命化を図る。
- (6) 保育の質の向上のため「つくば保育の質ガイドライン」を適切に運用する。
- (7) 保育に精通した社会福祉法人等との連携を深める。
- (8) 子育てや保育環境を充実させるため、公立保育所の施設配置の適正化を推進する。
- (9) 国県の支援制度を最大限活用するとともに、更なる支援をしっかりと国県に要望する。

## 6 施設改善の基本的方向

### (1) 新耐震基準適用後に建設された施設

○長寿命化のための大規模な修繕を実施する。

(施設名)

- ①今鹿島保育所 (築35年) ②上郷保育所 (築34年) ③桜南保育所 (築33年)
- ④大穂保育所 (築32年) ⑤二の宮保育所 (築31年) ⑥作岡保育所 (築30年)
- ⑦沼田保育所 (築26年) ⑧松代保育所 (築24年) ⑨真瀬保育所 (築 5年)

※真瀬保育所については、当面必要に応じた修繕で対応する。

### (2) 新耐震基準適用前に建設し、新耐震基準を満たしている施設

○長寿命化のための大規模な修繕又は必要に応じた改修を実施する。

(施設名)

- ①竹園保育所 (築44年) ②並木保育所 (築43年) ③吾妻保育所 (築41年)
- ④手代木南保育所 (築40年)

### (3) 新耐震基準適用前に建設し、新耐震基準を満たしていない施設

○建て替えを推進する。

(施設名)

- ①上横場保育所 (築52年) ②小田保育所 (築50年) ③上ノ室保育所 (築47年)
- ④上境保育所 (築46年) ⑤上広岡保育所 (築45年) ⑥稲岡保育所 (築43年)
- ⑦高見原保育所 (築43年) ⑧城山保育所 (築42年) ⑨岩崎保育所 (築41年)

## 7 施設改善の具体的手法

### (1) 長寿命化のための修繕

○計画的な維持保全を図ることで建物の耐久性を維持し、劣化を最小限にとどめ、最も経済的なライフサイクルコストを目指す。現在順次実施している大規模修繕については、引き続き適切に対応し、良好な保育環境の確保に努める。

①大規模修繕（外壁・屋根防水工事等）を計画的に行う。

②主に衛生面における修繕等（トイレ、エアコン、雨漏り、給排水、厨房機器）を行いながら建物の長寿命化を図る。

③突発的な不良箇所（ガラスの破損、建物部材の不良等）は随時、迅速な修繕を行う。

### (2) 長寿命化のための修繕又は改修

○大規模修繕（外壁・屋根防水工事等）に加えて、改修及び建て替えを検討する。

①大規模修繕及び衛生面に配慮した修繕を行う。

②修繕工事のみならず、社会・時代の変化によって向上する建築水準に見合う施設の機能・性能を改良するための改修を行う。

③建て替えの検討

修繕や改修を施すことと、建て替えることを比較考量し、将来的に最善の方法を検討する。

### (3) 建て替え

○新耐震基準を満たしていない9施設については、安全性に課題があるだけでなく、建築年数40年～50年であることにより著しく老朽化しているため、建て替えに当たっての基本事項、建て替え場所、規模、整備・運営手法等を保育所ごとに定めた整備計画書を策定し、新たな建物を建築する。

具体的な整備は、市で建設・運営する方法や、子ども・子育てに精通し実績がある社会福祉法人や学校法人に建設・運営を移管する方法等がある。各保育所にとってどの方法がより適切かは、保育所ごとに整備計画を立てる中で検討する。